

合併協定書

五 戸 町

倉 石 村

1 合併の方式

倉石村を廃し、その区域を五戸町に編入する編入合併とする。

2 合併の期日

合併の期日は、平成16年7月1日とする。

3 新町の名称

新町の名称は、^{このへまち}五戸町とする。

4 新町の事務所の位置

新町の事務所の位置は、三戸郡五戸町字古館21番地1（現在の五戸町役場）とする。

5 財産及び債務並びに公の施設の取扱い

倉石村の財産及び債務並びに公の施設は、すべて五戸町に引き継ぐ。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

(1) 倉石村の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項第2号の規定を適用し、五戸町の議会の議員の残任期間に限り、引き続き五戸町の議会の議員として在任する。

(2) 新町の議会議員の定数は、22人とする。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(1) 倉石村の農業委員会は、五戸町の農業委員会に統合する。

(2) 倉石村の農業委員会の委員のうち、選挙による委員である者は、合併特例法第8条第1項第2号の規定を適用し、五戸町の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き五戸町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(3) 合併後最初の一般選挙による農業委員会の選挙による委員の定数は20人とし、新たに倉石村を区域とする選挙区を設け、その定数は7人とする。

(4) 合併後 2 回目の一般選挙までに、選挙による委員の定数の見直しをする。

8 地方税の取扱い

地方税の取扱いについては、五戸町の制度で統一する。ただし、納期前納付報奨金については、合併時に倉石村の制度で統一し、合併後 3 年で廃止する。

9 一般職の職員の身分の取扱い

(1) 倉石村の一般職の職員は、合併特例法第 9 条第 1 項の規定により、すべて五戸町の職員として引き継ぐ。

(2) 職員数については、定員適正化計画を策定し、適正化に努める。

(3) 職名及び級別職務分類については、五戸町を例に調整し、統一する。

10 特別職の職員の身分の取扱い

倉石村の常勤の特別職については、法令の定めるとおりとし、非常勤の特別職（消防団を除く）については、行政制度等の調整方針に基づき処理する。

11 条例、規則等の取扱い

(1) 条例、規則等については、五戸町の条例、規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整方針に基づき、条例、規則等の新規制定及び改正等を行うものとする。

(2) 倉石村のむらづくり基本条例は、倉石村の地域を地域指定した条例として引き継ぎ、合併後 2 年以内に五戸町全域の自治基本条例を制定する。

12 事務機構及び組織の取扱い

(1) 現在の倉石村役場は、支所として存続させ、その組織については住民サービスが低下しないように、総合窓口事務の機能を配置する。

(2) 現在の倉石村役場は、当分の間、分庁舎として一部の課等を配置する。

13 広域行政事務組合及び公社等の取扱い

(1) 倉石村が加入している一部事務組合等については、合併の前日をもって当

該組合等から脱退する。

- (2) 三戸郡町村会館管理組合、五戸地区広域事務組合、三戸郡福祉事務組合及び田子高原広域事務組合については、合併時までに関係団体と協議調整する。
- (3) 八戸広域電算利用協議会については、平成 1 6 年 1 2 月までに脱会する。
- (4) (株) 倉石村地域振興公社については、現行のとおり五戸町に引き継ぎ、合併後 1 年以内に在り方について検討する。

14 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料（公営住宅は除く）については、現行のとおりとし、割増料及び減免団体は合併時に統一する。
- (2) 公営住宅の使用料については、公営住宅法の規定に基づき定める。ただし、倉石村の単独住宅の使用料については、合併後に公営住宅の使用料を勘案して、在り方を含めて見直しをする。
- (3) 窓口手数料については、五戸町の制度で統一する。ただし、資産証明・図面の写しについては、1 枚増すごとに 1 0 0 円を加える。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、合併後の速やかな一体性を確立するため、それぞれの実情を尊重しながら統合整備に努めるものとする。ただし、町村独自の団体については、原則として現行のとおりとする。

16 各種団体への補助金、交付金等の取扱い

- (1) 同一の団体に対する補助金等については、原則として統合を図るものとし、金額は合併後に調整する。
- (2) 同一の団体に対し、片方の町村のみが行っている補助金等については、廃止を含めて合併後に調整する。
- (3) 町村独自の団体に対する補助金等については、活動実績等を考慮し、廃止を含めて合併後に調整する。

17 行政連絡機構の取扱い

- (1) 倉石村の行政連絡組織及びその区域については、現行のとおり五戸町に引き継ぎ、組織の名称は自治会とする。
- (2) 行政連絡員の報酬については、五戸町を例に合併前に調整に努め、合併時に統一する。

18 町・字の区域及び名称の取扱い

- (1) 五戸町の町・字の区域及び名称については、現行のとおりとする。
- (2) 倉石村の町・字の区域は、現行のとおりとし、名称については、大字石沢を大字倉石石沢、大字中市を大字倉石中市、大字又重を大字倉石又重とし、字以下は現行のとおりとする。

19 町の慣行の取扱い

- (1) 町章、町民憲章、町の花、町の木、町の鳥については、合併時までには検討機関を設けて検討する。
- (2) 表彰については、合併後に検討機関を設けて調整する。

20 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税の税率については、合併年度は現行のとおりとし、合併の翌年度から倉石村分を両町村の差の2分の1ずつ引き上げ、合併後3年目から五戸町の制度に統一する。なお、応能、応益の割合は50対50を基本とする。
- (2) 高額療養費貸付事業については、五戸町の制度で統一する。
- (3) 高額療養費貸付基金の額は、500万円とする。

21 介護保険事業の取扱い

- (1) 介護保険料については、合併時は両町村の介護保険事業計画を引き継ぎ、当分の間現行のとおりとし、平成18年度から統一する。
- (2) 個人徴収の介護保険料の納入方法については、倉石村の制度で統一する。

22 各種福祉制度の取扱い

- (1) 国又は県が定める制度については、現行の実施方法を基準に調整し、引き続き実施する。
- (2) 長寿祝金については、合併時に五戸町の制度で統一する。
- (3) 介護慰労金については、合併時に廃止する。
- (4) 敬老会については、現行の地区ごとに開催し、記念品の贈呈は米寿時のみとする。
- (5) 高齢者外出支援サービスの利用料金については、合併時に次のとおりとする。

30分以内	500円
30分を超過1時間未満	1,000円
1時間以降30分経過ごとに	500円加算
- (6) 五戸町社会福祉センター浴場及び倉石村交流センター浴場（倉石温泉）の利用については、合併時に65歳以上の希望者に、現行のとおりそれぞれの利用券を配布する。また、送迎バスについては、合併後に運営方法を検討する。
- (7) 倉石村の民生委員については、現行のとおり五戸町に引き継ぐ。
- (8) 保育所の保育料については、合併後に新たな料金で統一する。
- (9) 出産祝金については、合併時に廃止する。
- (10) 遺児援護については、合併時に弔慰金を廃止し、祝金のみとする。
- (11) 放課後学童クラブについては、合併後に希望学区で実施する。

23 消防団の取扱い

- (1) 倉石村の消防団については、現団員をもって五戸町の消防団に統合する。
- (2) 出勤手当については現行のとおりとし、報酬については合併時に統一する。
- (3) 半天、刺子等については、3年以内に統一する。
- (4) 新入団員の被服については、全額町負担とする。また、甲種制服については、半額負担とする。

24 都市計画に関する取扱い

都市計画については、現行のとおりとする。

25 農業振興地域整備計画等に関する取扱い

- (1) 農業振興地域整備計画については、当分の間現行のとおりとし、その後、現計画を基に新たな計画を策定する。ただし、倉石村については、合併時までには地番管理の準備を進める。
- (2) その他の農林関係の計画については、当分の間現行のとおりとし、その後現計画を基に新たな計画を策定する。

26 過疎対策の取扱い

- (1) 倉石村の過疎指定及び過疎計画については、現行のとおり五戸町に引き継ぐ。
- (2) 倉石村の辺地指定地域及び辺地計画については、現行のとおり五戸町に引き継ぐ。

27- 1 上水道事業等の取扱い

- (1) 八戸圏域水道企業団に関する使用料、加入金及び手数料等については、現行のとおりとする。
- (2) 簡易水道及び小規模水道については、次のとおりとする。
 - 倉石村の現施設については、現行のとおり五戸町に引き継ぐ。
 - 施設管理については、五戸町の制度で統一する。
 - 基本料金、超過料金及びメーター使用料並びに料金徴収については、倉石村の制度で統一する。
 - 検針業務委託については、五戸町の制度で統一する。ただし、毎月検針とする。
 - 手数料については、倉石村の制度で統一する。ただし、給水装置工事設計手数料及び公用給水装置のかぎ再交付手数料は廃止する。

27- 2 下水道事業等の取扱い

- (1) 公共下水道の使用料、負担金及び手数料等については、現行のとおりとする。
- (2) 倉石村の農業集落排水事業及び施設については、現行のとおり五戸町に引き継ぐ。

(3) 合併処理浄化槽事業については、五戸町の制度で統一する。

27- 3 町立学校の通学区域の取扱い

通学区域については、当分の間現行のとおりとする。

27- 4 姉妹都市・国際交流事業の取扱い

(1) 姉妹都市については、現行のとおりとする。

(2) 中学生海外派遣事業については、合併後に制度の調整を図る。

27- 5 広報広聴事業の取扱い

(1) 広報紙、町民カレンダー及び不定期刊行物については、五戸町の制度で統一する。

(2) 地域懇談会については、五戸町の制度で統一する。ただし、開催地区については、倉石村の大字3地区を加え7地区とする。

27- 6 防災関係の取扱い

(1) 交通安全計画については、合併後に新たに策定する。

(2) 倉石村の防犯灯・防災無線については、現行のとおり五戸町に引き継ぐ。ただし、合併後に設置する防犯灯については、新たに設置基準を定める。

27- 7 電算システム事業の取扱い

(1) 公共施設間の通信については、合併前に光ファイバー通信網でネットワーク化を図る。

(2) 八戸広域電算利用協議会に委託しているシステムについては、合併時に稼働できるように整備する。

27- 8 納税関係の取扱い

(1) 倉石村の納税貯蓄組合については、現行の組織のとおり五戸町に引き継ぎ、納税貯蓄組合連合会は合併時に統合する。

(2) 納税貯蓄組合奨励金については、合併時に五戸町の制度で統一する。

27- 9 保健衛生関係事業の取扱い

- (1) ごみ収集箱等設置助成及び生ごみ処理容器購入補助については、合併時に五戸町の制度で統一する。
- (2) 人間ドックについては、合併時に対象者を 16 歳以上とし、個人負担金は次のとおりとする。

基本健康診査のみ	4,000 円
人間ドック全項目	7,000 円
70 歳以上・町民税非課税世帯	4,000 円
- (3) 子宮がん検診、乳がん検診、前立腺検査、肝炎検診及び骨粗しょう症検診については、五戸町の制度で統一し、結核検診については、現行のとおりとする。
- (4) 各種予防接種については、現行のとおりとする。ただし乳幼児の予防接種については、個別接種を検討する。
- (5) 母子保健の各種健康診査については、現行のとおりとする。ただし、対象者に違いがある場合は、対象者の幅の広い町村の制度で統一する。
- (6) 母子保健の教育・相談については、合併時に五戸町の制度で統一する。
- (7) 健康教育及び健康相談については、現行のとおりとする。ただし、実施回数については、合併時に統一する。
- (8) 健康度評価事業については、合併後に事業の継続等を検討する。
- (9) 倉石村の保健衛生協力員については、五戸町の保健協力員として引き継ぎ、保健協力員の報償費は倉石村の制度で統一する。

27- 10 病院・診療所の取扱い

倉石村診療所については、現行のとおり五戸町に引き継ぐ。

27- 11 農林関係事業の取扱い

- (1) 農地農業用施設災害復旧負担金については、補助対象事業は倉石村の制度で統一し、補助対象外事業は合併時までに新たな制度を検討する。
- (2) 土地改良事業に伴う受益者負担については、五戸町の制度で統一する。
- (3) 新規就農者祝金については、合併時までに新たな制度を検討する。
- (4) 農道整備補助金については、五戸町の制度で統一する。

- (5) 水稻営農組合連絡協議会補助については、合併時に倉石村の制度を参考とし、調整する。
- (6) ハウス等導入事業については、合併時に倉石村の制度を参考に調整する。
- (7) 肉用牛一貫経営事業については、合併時に五戸町の制度で統一する。
- (8) 森林整備地域活動支援交付金及び森林整備地域活動支援推進事業については、合併時に五戸町の制度で統一する。
- (9) 倉石村の農家連絡員については、五戸町の農事組合長として引き継ぎ、農事組合長の報償費は、五戸町の制度で統一する。

27- 12 商工・観光関係事業の取扱い

- (1) 商工会・観光協会については、統合に向けて調整に努める。
- (2) 五戸地方観光振興協議会については、合併までに廃止に向けて調整する。
- (3) 各種イベントについては、合併時までに存続を含めて検討する。

27- 13 建設関係事業の取扱い

- (1) 道路占用料については、五戸町の制度で統一する。
- (2) 倉石村の工事車両、除雪機械等については、現行のとおり五戸町に引き継ぐ。
- (3) 砂利道補修及び道路清掃については、五戸町の制度で統一する。
- (4) 除雪については、現状のサービスが後退しないよう、合併時に新たな除雪計画を作成し、実施する。
- (5) 用地取得については、五戸町の制度で統一する。

27- 14 学校教育関係の取扱い

- (1) 倉石村の公立幼稚園については、現行のとおり五戸町に引き継ぎ、平成 1 7 年 3 月までに廃止する。
- (2) 奨学資金の貸与については、対象者は保護者とし、金額は高等学校 2 0 , 0 0 0 円以内、大学等 6 0 , 0 0 0 円以内とする。
- (3) 学校給食費は五戸町の金額で統一する。ただし、徴収方法は口座引落としとする。

27- 15 社会教育関係の取扱い

- (1) 運動会及び各種スポーツ大会については、合併後に事業の方針について検討する。
- (2) 公民館講座については、合併後に中央公民館制を導入し充実を図る。
- (3) 生涯学習及び芸術文化活動については、当分の間現行のとおりとし、同様の事業は統合を図る。
- (4) 成人式については、統一して開催する。
- (5) 倉石村の指定文化財については、現行のとおり五戸町に引き継ぐ。

27- 16 社会福祉協議会の取扱い

- (1) 社会福祉協議会については、合併時に統合する。
- (2) 社会福祉協議会への委託事業等の実施方法については、合併時まで調整を図る。

28 新町建設計画

新町建設計画については、別添「五戸町・倉石村合併まちづくり計画」に定めるとおりとする。

五戸町、倉石村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律
（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく五戸町・
倉石村合併協議会において、以上のとおり合併に関する協議が
整ったので、ここに調印する。

平成16年1月15日

五戸町長

倉石村長

立会人代表

青森県副知事

立 会 人（合併協議会委員）

五戸町議会議長

倉石村議会議長

五戸町議会副議長

倉石村議会副議長

五戸町議会
総務常任委員長

倉石村議会
総務常任委員長

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

学 識 経 験 者

五 戸 町 助 役

倉 石 村 助 役
(代理倉石村収入役)

五 戸 町 教 育 長

倉 石 村 教 育 長